

税 理 士 団 体 保 障

— 災害割増特約付きの生命保障 —

「税理士団体保障」と「**団体介護保障**」セットの加入で
保障の幅を広げましょう!

特長

1

加入範囲が選べる

税理士本人、配偶者のみ、特定の職員のみなどの加入など、
全員加入ではないので加入範囲を自由に選べます。

特長

2

負担金振替口座が選べる

負担金振替口座は法人(事務所)名義でも、税理士個人の
口座でも、被保険者個人の口座でも可能です。

特長

3

死亡保険金受取人が選べる

死亡保険金受取人は親や配偶者、子供でも、事務所受取
でも自由に指定でき、途中での変更も可能です。



詳しくは税理士団体保障のパンフレットをご覧ください。

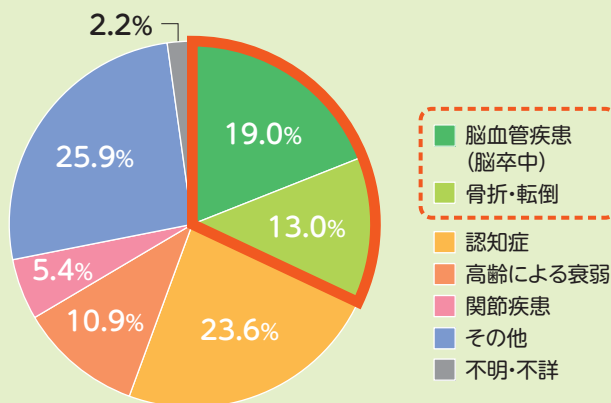
\\ まだご加入でない方はこの機会にぜひご検討ください! //

団体介護保障

－ 加入のおすすめ －

＼ ご存知ですか？ こんな気になるデータ /

要介護者(要介護1～5)の原因



出典:厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」をもとに当社にて作成

約3割が脳血管疾患や骨折・転倒などの「ある日突然型」です。

「ある日突然」の出来事は誰にでも起こり得る事で、若い方も他人事ではありません。



介護に必要と考える費用



手すり設置など住宅改修や
介護ベッドなどの購入



介護用品の購入など
公的介護保険サービス
利用費の自己負担分を含む

出典:(公財)生命保険文化センター
2021年度「生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社にて作成
※必要と考える介護の費用については個人差があります。

介護が必要となる期間

40歳～64歳の方(第2被保険者)で
要介護(要支援)状態になった場合の必要平均期間



出典:(公財)生命保険文化センター
2021年度「生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社にて作成

介護に備える**団体介護保障**を是非ご検討ください!

特長

1

税理士本人だけでなく、配偶者、本人・配偶者の実父母も加入できます!

(新規加入可能年齢は、税理士本人・配偶者は**70歳**まで、親は**85歳**まで!)

特長

2

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合に生活介護保険金が受け取れます!

特長

3

生活介護保険金は一時金または年金の受け取りが可能です!

※親介護特約は一時金受取のみとなります。